

## 除染・中間貯蔵施設等の 現状について

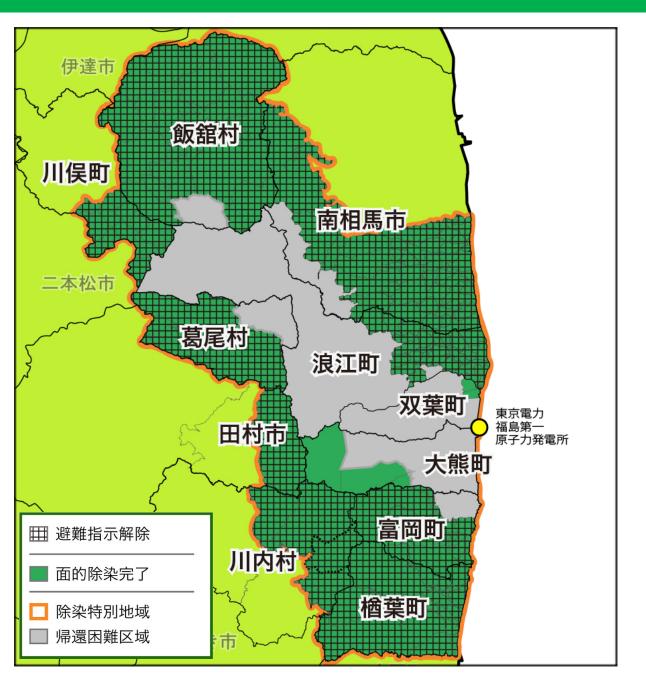
平成29年8月6日 環境省

## **目** 次

1.	除染関係・・・・・・・・・・・・・・・2
2.	中間貯蔵施設関係・・・・・・・・・7
3.	廃棄物関係・・・・・・・・・・・・・13
4.	組織関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

# 1. 除染関係

## 国直轄除染の進捗状況地図 (平成29年4月1日時点)



#### <避難指示が解除された市町村 >

市町村	避難指示解除日
田村市	平成26年 4月 1日
川内村(旧避難指示解除準備区域) (旧居住制限区域)	平成26年10月 1日 平成28年 6月14日
楢葉町	平成27年 9月 5日
葛尾村	平成28年 6月12日
南相馬市	平成28年 7月12日
飯舘村	平成29年 3月31日
川俣町	平成29年 3月31日
浪江町	平成29年 3月31日
富岡町	平成29年 4月 1日

#### < 面的除染が完了した市町村 >

市町村	除染終了時期 ※
田村市	平成25年 6月
楢葉町	平成26年 3月
川内村	平成26年 3月
大熊町	平成26年 3月
葛尾村	平成27年12月
川俣町	平成27年12月
双葉町	平成28年 3月
飯舘村	平成28年12月
富岡町	平成29年 1月
南相馬市	平成29年 3月
浪江町	平成29年 3月

※ 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、 同意を得られたものに対する面的除染が完了した時期を記載。

## 国直轄除染の完了報告(平成29年3月31日時点)

### 政府目標である平成28年度末までに、下記の除染を完了した。

====++	宅地	農地	森 林	道 路	\0+###\ — #7#A <b>—</b>
市町村	実施数量 件	実施数量 ha	実施数量 ha	実施数量 ha	避難指示解除日
南相馬市	4,500件	1,700ha	1,300ha	270ha	平成28年 7月12日
浪江町	5,600件	1,400ha	390ha	210ha	平成29年 3月31日
富岡町	6,000件	750ha	510ha	170ha	平成29年 4月 1日
飯舘村	2,000件	2,100ha	1,500ha	330ha	平成29年 3月31日
双葉町	97件	100ha	6.2ha	8.4ha	
川俣町	360件	600ha	510ha	71ha	平成29年 3月31日
葛尾村	460件	570ha	660ha	95ha	平成28年 6月12日
大熊町	180件	170ha	160ha	31ha	
川内村	160件	130ha	200ha	38ha	(旧避難指示解除準備区域) 平成26年10月 1日 (旧居住制限区域) 平成28年 6月14日
楢葉町	2,600件	830ha	470ha	170ha	平成27年 9月 5日
田村市	140件	140ha	190ha	29ha	平成26年 4月 1日
合 計	22,000件	8,500ha	5,800ha	1,400ha	

<sup>・</sup>面的除染の対象となる森林とは、住居等の近隣の森林を示す。

<sup>・</sup>新たに除染の実施の同意が得られた箇所等については、引き続き除染を実施している。

## 汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況

市町村が中心に除染を行う地域についても、福島県内の36市町村において、除染実施計画に基づく除染を実施。子どもの生活環境を含む公共施設等、住宅、農地・牧草地ではほぼ終了、道路、森林(生活圏)の除染は約9割の進捗となるなど、着実に除染が進んでいる。

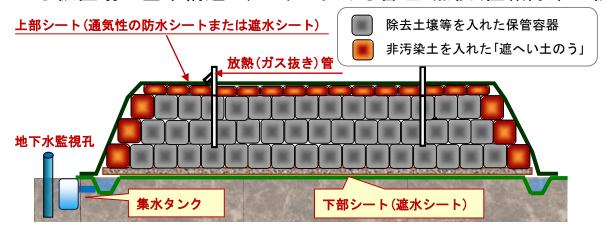
平成29年5月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		面的除染の進捗率が100%の市町村 (下線は措置完了市町村)	面的除染継続中市町村	
福島県	36		、 福島市、郡山市、いわき市、白河市、 二本松市、南相馬市、伊達市、 本宮市、大玉村、川内村(10)	
計	36	<b>26</b> (内、 <u>措置完了市町村は5</u> )	10	

福島県内 (平成29年5月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	発注済み	ほぼ終了
住宅	発注済み	ほぼ終了
道路	発注済み	約9割
農地•牧草地	発注済み	ほぼ終了
森林(生活圏)	発注済み	約9割

## 仮置場等での保管について

### 〇仮置場の基本構造と、日常における管理・点検(直轄除染の仮置場の例)



#### 管理・点検の内容

週1回の日常点検	・目視点検 ・空間線量率の計測
月1回の日常点検	・地下水の計測
必要時	・集水タンク内 浸出水の計測と処理
異常気象・地震時の 緊急点検	・目視点検 ・空間線量率の計測

## 〇仮置場の箇所数と、除去土壌等の数量

※直轄除染の数値はH29.6.30時点 市町村除染の数値は福島県内分のみで H29.3.31時点

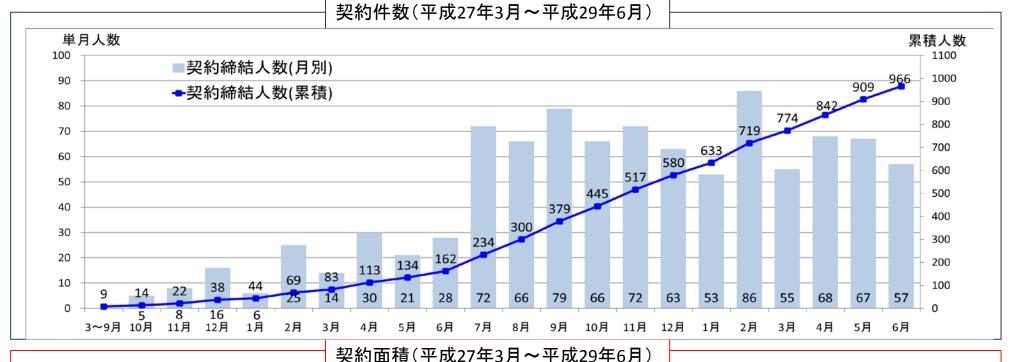
	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量
直轄除染	262ヵ所		7, 522, 666袋
市町村除染	856ヵ所	146, 819ヵ所	6, 062, 593m <sup>3</sup>

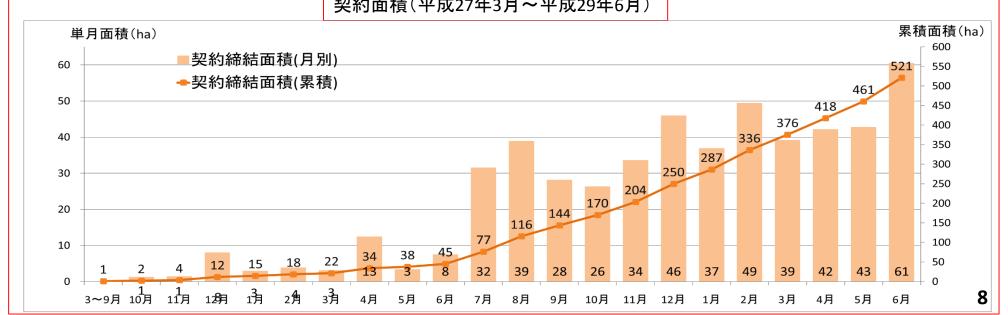
### ○仮置場での保管~搬出~原形復旧~跡地返還までの流れ



# 2. 中間貯蔵施設関係

## 中間貯蔵施設に係る用地取得の推移



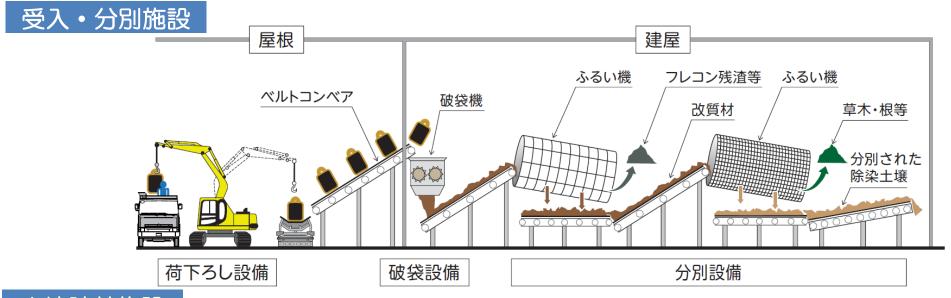


## 中間貯蔵施設用地の状況について

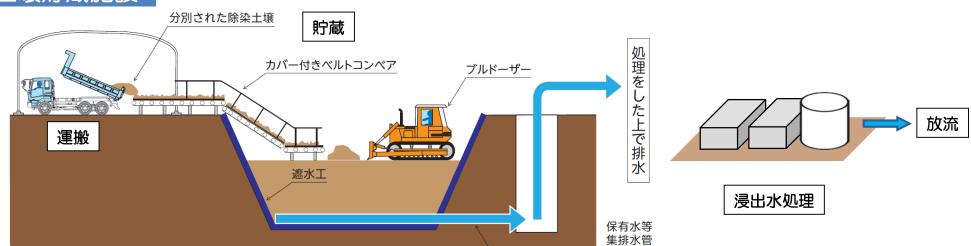
	<u>全体面積</u> 約1, 600ha	項目	全体面積内訳	全体面積に 対する割合	<u>登記記録人数</u> (2,360人)内訳
		地権者連絡先 把握済み	約1, 210ha	<b>約76%</b> 民有地と公有地の合計では 全体の約 <u>96%</u> となっている。	約1, 780人
	<u>民有地</u>	調査確認 承諾済み	約1, 150ha	約72%	約1, 550人
	<b>約1, 270ha</b> (約79%)	物件調査済み	約1, 120ha	約70%	約1, 550人
		<u>7月末速報値</u> 契約済み	<u>約553ha</u> 約521ha	<u>約34. 6%</u> 約32. 6%	1, 026人 (約43.5%)※1 (約57.6%)※2 966人 (約40.9%)※1 (約54.3%)※2
	<u>公有地等</u>	町有地	約165ha	約10.3%	※1 登記記録人数の 2,360人に対する割合。
<b>約330ha</b> (約21%)		国有地/県有地/ 無地番地の土地	約165ha	約10.3%	※2 連絡先把握済みの 1,780人に対する割合。

## 受入・分別施設、土壌貯蔵施設のイメージ

平成28年11月15日、大熊町、双葉町の予定地内に、 中間貯蔵施設における受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工。



## 土壌貯蔵施設



## 中間貯蔵施設への輸送の状況について

- ●平成28年度末までに約23万㎡を中間貯蔵施設へ輸送済み。
- ●平成29年度は50万m³程度を輸送する予定。
- ●引き続き、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、 環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施。

## 平成29年度の輸送実績(平成29年7月31日終了時点)

- ●搬入量 計148,047㎡ (累計:377,163㎡)
  - ※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1㎡として換算した数値
- <u>総輸送車両数 計24,675台</u> (累計:62,713台)



保管場への定置作業

## 中間貯蔵施設に係る見通しと進捗状況について

	用 地 取 得 (累 計)		輸送量		
年度	見通し	実績	見通し	実績	施設整備
27	22ha程度 (28年3月25日時点)	約22ha	5万㎡程度	約4万5千㎡	<ul><li>中間貯蔵施設の保管場を整備 平成28年度以降も随時必要な保管場を整備</li></ul>
28	140~370ha程度	約376ha	15万㎡程度 • 加えて、大熊町及び双葉町の協力を得て、町有地を活用した保管場に学校等に保管されている除去土壌等の輸送を実施。	約18万4千㎡	<ul> <li>9月 仮設焼却施設(大熊町)着工 (29年度冬頃稼働予定)</li> <li>11月 土壌貯蔵施設、受入・分別施 設着工(29年度秋頃稼働予定)</li> </ul>
29	(当初∶370~830ha) 376 <b>~</b> 830ha程度	約553ha (7月末速報値)	(当初30~50万㎡程度) 50万㎡程度 ・ 学校等に保管されている除去土壌等を優先的に輸送 ・ 先行して学校等から仮置場に搬出済の市町村に配慮 ・ 今後の輸送量及び輸送台数を想定し、これらに対応した道路交通対策を、輸送量の拡大に先立って実施	148, 047㎡ (7月31日時点)	<ul> <li>30年度の輸送量90~180万m³に対応する受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工予定</li> <li>双葉町の減容化施設着工予定(31年度稼働予定)</li> <li>焼却灰保管場を確保しつつ、廃棄物貯蔵施設の整備に着手予定(31年度稼働予定)</li> </ul>
30	400~940ha程度		90万~180万㎡程度		
31	520~1040ha程度		160万~400万㎡程度		
32	640~1150ha程度		200万~600万m <sup>3</sup> 程度 (※累計500万~1250万㎡程度)		

<sup>※</sup> 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」は、平成28年3月公表。事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

<sup>※※</sup> 福島県内の除染土壌等の発生量は、平成25年7月時点の推計値で、約1600万~2200万m³(焼却後)

# 3. 廃棄物関係

## 国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理進捗状況(H29.8.4現在)



(建設工事中、解体撤去済等を含む)

**一** 污染廃棄物対策地域

避難指示解除準備区域

居住制限区域

帰還困難区域



大熊町の仮設焼却施設(工事中)(平成29年4月)

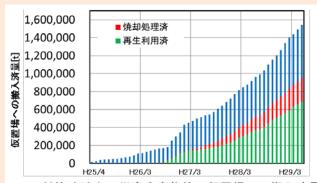
対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、 災害廃棄物等の処理を実施中。

### 【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

〇帰還困難区域を除き、平成27年度末時点で、仮置場への搬入を完了。

## 【災害廃棄物等の仮置場への 搬入済量】

〇平成29年6月末時点、約154 万トン搬入完了(うち、焼却 処理済量は約27万t、再生利 用済量は約69万t)。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

## 【津波がれきの撤去状況】

〇旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、平成28年3月に仮置場への搬入を完了。

### 【仮設焼却施設の設置状況】

災害廃棄物等の 処理中	富岡町、南相馬市、葛尾村、 浪江町、飯舘村(蕨平地区)、 楢葉町
建設工事中	大熊町
発注準備中	双葉町
災害廃棄物等の 処理完了	川内村、飯舘村(小宮地区)

※田村市、川俣町については既存の処理施設で処理中。



楢葉町の仮設焼却施設 (平成28年10月)

## 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

#### 施設の概要



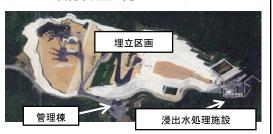
#### 特定廃棄物埋立処分施設

(旧フクシマエコテッククリーンセンター)

※富岡町に位置(搬入路は楢葉町)

·処分場面積:約9.4ha ·埋立容量:約96万㎡

(埋立可能容量:約65万㎡)



#### 調整等の進捗状況

- H25.12.14 国が福島県·富岡町·楢葉町に受入れを要請
- H27.12. 4 県知事、両町長から国に対し、苦渋の決断であるが、 事業を容認する旨、伝達
- H28. 4.18 既存管理型処分場について国有化
- H28. 6.27 国と県・両町との間で、管理型処分場の周辺地域の 安全確保に関する協定を締結
- H29. 5.17 県、楢葉町に対し、地元との安全協定がなくても 特定廃棄物の搬入を行う旨、伝達。

#### ● 〈現在〉

- 富岡町地元行政区(太田・毛萱)と安全協定を締結済。
- ・ 楢葉町地元行政区(上繁岡)と安全協定を締結済。
- 輸送計画を策定中。
- 必要な準備工事を実施中。

#### 埋立対象物・搬入期間

**辟難指示解除準備区域** 

- 埋立対象物: 双葉郡8町村の生活ごみ、対策地域内廃棄物等、福島県内の指定廃棄物 (10万Bg/kg以下のものに限る)
- 搬入期間: 双葉郡8町村の生活ごみは約10年間、対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物は約6年間

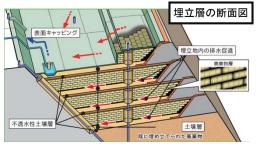
#### 安全な埋立処分のための取組

埋立処分にあたっては、以下のような安全対策を実施することとしている。

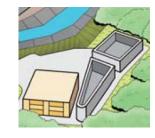
〇 **埋立処分における多重の安全対策**:放射性セシウムの溶出抑制、雨水の浸入抑制、浸出水処理等の多重の安全対策を実施。



飛灰等はセメントで 固形化し、溶出を抑制



埋立地における雨水の浸入抑制や 排水の促進等



浸出水の処理と 処理水の濃度監視

〇 モニタリング: 大気、地下水、浸出水処理水、 河川水等の放射能濃度のモニタリングを定期的 に実施し、結果を速やかに公表。

#### 〇 管理体制:

- 国が責任を持って管理。また、学識経験者や 福島県、富岡町、楢葉町及び地域住民で構成される環境安全委員会において、処分状況やモニ タリングデータ等を監視。
- 埋立完了後も、浸出水の処理や施設の点検・ 保守、モニタリングを継続。

# 4. 組織関係

## 平成29年度環境省組織改革のポイント

- 東日本大震災の後、放射線汚染物質対策については、**既存の組織をベースに逐次増強して体制を整備**してきた。
- 「復興・創生期」に入り、復興も新たなステージを迎えた中で、昨年8月の与党東日本大震災復興加速化のための第6次提言を受け、これまで3つの 部局にまたがっていた廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策を統合し一元的に取り組む「環境再生・資源循環局」を新設し、放射性 物質汚染からの環境再生に関し中核的組織として整備。
- この「環境再生・資源循環局」を中心に、<u>大臣以下、環境省の最重要課題として省を挙げて被災地の環境再生に取り組み、復興創生を一層加速</u> **化**する。
- ・ またあわせて、総合環境政策局を改組し、新たに設置する<u>「総合環境政策統括官」</u>の下で統括することで、国連持続可能な開発目標(SDGs)の採 択等を踏まえ、分野横断的な省全体の企画立案機能を強化する。

